

土地問題等に関する特別委員会議録 第二号 (刷換分)

平成元年十月十二日(木曜日)

午後零時十一分開議

出席委員

委員長 大塚 雄司君

理事 新井 将敏君

理事 大坪健一郎君

理事 井上 普方君

理事 青山 丘君

今枝 敏雄君

衛藤征士郎君

亀井 善之君

佐藤 守良君

中島 衛君

菅 直人君

中村 巖君

中島 武敏君

出席国務大臣

国務大臣 石井 一君

出席政府委員

国土庁長官官房長

国土庁土地局長

委員外の出席者

土地問題等に関する特別委員会調査室長

若杉 公朋君

委員の異動

十月十二日

辞任

沢田 広君

補欠選任

高沢 寅男君

本日

の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

土地基本法案(内閣提出、第百十四回国会開法第六一号)

土地基本法案(内閣提出、第百十四回国会開法第六一号)

第二類第八号

土地問題等に関する特別委員会議録第二号 平成元年十月十二日

国土利用計画法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十四回国会開法第六二号)
土地基本法案(伊藤茂君外三名提出、第百十二回国会衆法第一五号)
国土利用計画法の一部を改正する法律案(大出俊君外八名提出、第百十一回国会衆法第一号)

○大塚委員長 これより会議を開きます。
この際、石井国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。石井国務大臣。

○石井国務大臣 このたび、図らずも国土庁長官の指名を受けました石井一でございます。
国土行政はまことに重要な問題であり、国土の均衡ある発展、多極分散的な国土の形成等、これまで推進されました施策を懸命に取り組んでまいりたいという気持ちで、新しい決意のもとに取り組んでまいりたいと存じます。

同時に、現在土地の問題というのが大変重要な政治課題に相なっております。この際、当委員会におかれましては、土地基本法に對しまして御審議を賜りたいと存じます。また、国土利用計画法の一部改正案につきましても御配慮をいただきまして、一日も早く成立を期し、国民のコンセンサスを得たい、そのように念願をいたしておる次第でございます。

委員長を始め各位の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。(拍手)

○大塚委員長 第百十四回国会、内閣提出、土地基本法案、第百十四回国会、内閣提出、国土利用計画法の一部を改正する法律案、第百十二回国会、伊藤茂君外三名提出、土地基本法案及び第百十一回国会、大出俊君外八名提出、国土利用計画法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

ただいま議題とした各案につきまして、第百十四回国会において既に趣旨の説明は聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百十四回国会、内閣提出)
土地基本法案(第百十二回国会、伊藤茂君外三名提出)
国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百十一回国会、大出俊君外八名提出)
〔本号末尾に掲載〕

○大塚委員長 次に、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております各案につきまして、審査の参考にするため、委員を派遣いたしたいと存じます。

つきましては、議長に對し、委員派遣承認の申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大塚委員長 派遣の日時、派遣委員の人数等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

そのように決しました。
次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十三分散会

土地基本法案(第百十四回国会、内閣提出)

土地基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 土地に関する基本的施策(第十一条—第十六条)

第三章 土地政策審議会(第十七条—第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適正な土地利用の確保を図りつつ適正な需給関係の下での地価の形成に資する見地から土地対策を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(土地についての公共的制約)

第二条 土地は、現在及び将来における国民のた

めの限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとつて不可欠の基盤であること、その利用が他の土地利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、土地については、公共

の福祉のため、その特性に応じた公共的制約が課されるものとする。

(適正な利用及び計画に従った利用)

第三条 土地は、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるものとする。

2 土地は、適正かつ合理的な土地利用を図るため策定された土地利用に関する計画に従って利用されるものとする。

(投機的取引の抑制)

第四条 土地は、投機的取引の対象とされてはならない。

(価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担)

第五条 土地の価値がその所在する地域における第二条に規定する社会的経済的条件の変化により増加する場合には、その土地に関する権利を有する者に対し、その価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担が求められるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念(以下「土地についての基本理念」という。)にのっとり、土地に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、土地の利用及び取引(これを支援する行為を含む。)に当たっては、土地についての基本理念に従わなければならない。

2 事業者は、国及び地方公共団体を実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、土地の利用及び取引に当たっては、土地についての基本理念を尊重しなければならない。

2 国民は、国及び地方公共団体を実施する土地

に関する施策に協力するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、土地に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、地価、土地利用、土地取引その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成するには、土地政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 土地に関する基本的施策

(土地利用計画の策定等)

第十一条 国及び地方公共団体は、適正かつ合理的な土地利用を図るため、人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向その他の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、必要な土地利用に関する計画(以下「土地利用計画」という。)を策定するものとする。

2 前項の場合において、国及び地方公共団体は、地域の特性を考慮して土地の高度利用、土地利用の適正な転換又は良好な環境の形成若しくは保全を図るため必要であると認めるときは、土地利用計画を詳細に策定するものとし、地域における社会経済活動の広域的な展開を考慮して特に必要があると認めるときは土地利用計画を広域の見地に配慮して策定するものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項に規定する諸条件の変化を勘案して必要があると認めるときは、土地利用計画を変更するものとする。

(適正な土地利用の確保を図るための措置)

第十二条 国及び地方公共団体は、土地利用計画

に従った土地の高度利用、土地利用の適正な転換又は良好な環境の形成若しくは保全の確保その他の適正な土地利用の確保を図るため、土地利用の規制に関する措置を適切に講ずるとともに、土地利用計画に係る事業の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(土地取引の規制等に関する措置)

第十三条 国及び地方公共団体は、土地の投機的取引が国民生活に及ぼす弊害を除去するため、土地取引の規制に関する措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(社会資本の整備に関連する利益に応じた適切な負担)

第十四条 国及び地方公共団体は、社会資本の整備に関連して土地に関する権利を有する者が著しく利益を受けることとなる場合において、地域の特性等を勘案して適切であると認めるときは、その利益に応じてその社会資本の整備についての適切な負担を課するための必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十五条 国及び地方公共団体は、土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策を踏まえ、税負担の公平の確保を図りつつ、土地に關し、適正な税制上の措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第十六条 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等に関し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑な実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等の土地に関する情報を提供するように努めるものとする。

第三章 土地政策審議会

(土地政策審議会)

第十七条 国土庁に、土地政策審議会(以下「審議

会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律、国土調査法昭和二十六年法律第百八十号、国土調査促進特別措置法(昭和二十七年法律第百四十三号)及び国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣に対し、及び内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

4 関係行政機関の長は、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項でその所掌に係るもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて審議会の意見を聴くことができる。

(審議会の組織)

第十八条 審議会は、土地に関する施策又は国土の利用に関し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員二十三人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

4 特別の事項を調査審議させるため、審議会に特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、土地に関する施策又は国土の利用に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員及び特別委員は、非常勤とする。

8 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対し、資料の提出、意

見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国土調査法の一部改正)

2 国土調査法の一部を次のように改正する。

目次、第三章の章名及び第十二条(見出しを含む。)中「国土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

(国土調査促進特別措置法の一部改正)

3 国土調査促進特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

4 国土利用計画法の一部を次のように改正する。

目次中「国土利用計画審議会」を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条第三項、第七条第七項及び第十三条第二項中「国土利用計画審議会」を「土地政策審議会」に改める。

第七章の章名中「国土利用計画審議会」を削る。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条 削除

理由

地価の高騰による国民生活への弊害等の我が国における土地問題の現状にかんがみ、土地対策を総合的に推進するため、土地についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事

項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土利用計画法の一部を改正する法律案(第百十四回国会 内閣提出)

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の五」を「第二十七条の六」に改める。

第二十三条第三項中「次条第一項」の下に「若しくは第二十七条の四第一項」を加え、「同条第三項」を「次条第三項(第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第五章中第二十七条の五を第二十七条の六とし、第二十七条の四を第二十七条の五とし、第二十七条の三の次に次の一条を加える。

(勧告に関する特例)

第二十七条の四 都道府県知事は、監視区域に所在する土地について第二十三条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号の一に該当すると認めるときは、第二十四条第一項の規定にかかわらず、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他その届出に係る事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その届出に係る事項が第二十四条第一項各号の一に該当し当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があること。
二 その届出が土地に関する権利の移転をする契約の締結につきされたものである場合において、その届出に係る事項が次のイからハまでのいずれにも該当し当該土地を含む周辺の地域の適正な地価の形成を図る上で著しい支障を及ぼすおそれがあること。
イ 届出に係る土地に関する権利を移転しよ

うとする者が当該権利を土地売買等の契約により取得したものであること(その土地売買等の契約が民事調停法による調停に基づくものである場合、当該権利が国等から取得されたものである場合その他政令で定める場合を除く。)

ロ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者により当該権利が取得された後二年を超えない範囲内において政令で定める期間内にその届出がされたものであること。

ハ 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が、当該権利を取得した後、その届出に係る土地を自らの居住又は事業のための用その他の自らの利用するための用途(一時的な利用その他の政令で定める利用を除く。以下この号において「自ら利用するための用途」という。)に供していないこと。

二 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が次のいずれにも該当しないこと。
(1) 事業として届出に係る土地について区画形質の変更又は建築物その他の工作物の建築若しくは建設(以下この号において「区画形質の変更等」という。)を行つた者
(2) 債権の担保その他の政令で定める通常の経済活動として届出に係る土地に関する権利を取得した者
届出に係る土地に関する権利の移転が次のいずれにも該当しないこと。

ホ 届出に係る土地に関する権利の移転が次の(1)債権の担保その他の政令で定める通常の経済活動として行われるもの
(2) 区画形質の変更等の事業の用又はこれらの事業の用に供する土地の代替の用に供するために土地に関する権利を買い取られた者に対しその権利の代替の用に供するために行われるものであつて政令で

定めるもの
(3) 届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者が政令で定める特別の事情があつて行われるもの
届出に係る土地に関する権利の移転を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 届出に係る土地を自ら利用するための用途に供しようとする者
(2) 事業として届出に係る土地について区画形質の変更等を行つた後、その事業としてその届出に係る土地に関する権利を移転しようとする者
(3) 届出に係る土地を自ら利用するための用途に供しようとする者にその届出に係る土地に関する権利を移転することが確実であると認められる者

(4) 届出に係る土地について区画形質の変更等を事業として行おうとする者にその届出に係る土地に関する権利を移転することが確実であると認められる者

2 第二十四条第二項及び第三項並びに第二十五条から第二十七条までの規定は、前項の規定による勧告について準用する。
第二十八条第一項第一号を次のように改める。
一 その土地が、その所在する次のイからハまでに規定する区域に應じそれぞれ次のイからハまでに規定する面積以上の一団の土地であること。

イ 規制区域にあつては、次の(1)から(3)までに規定する区域に應じそれぞれ次の(1)から(3)までに規定する面積
(1) 都市計画法第七條第一項の規定による市街化区域にあつては、千平方メートル
(2) 都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域(1)に規定する区域を除く。にあつては、三千平方メートル
(3) (1)及び(2)に規定する区域以外の区域にあつては、五千平方メートル

口 監視区域にあつては、第二十七条の三第

二項の都道府県の規則で定める面積（当該面積がイの(1)から(3)までに規定する区域に

応じそれぞれイの(1)から(3)までに規定する

面積に満たないときは、それぞれイの(1)か

ら(3)までに規定する面積）

ハ 規制区域及び監視区域以外の区域にあつ

ては、第二十三条第二項第一号イからハま

でに規定する区域に同じそれぞれ同号イか

らハまでに規定する面積

第二十八条第一項第二号中「三年」を「二年」に

改める。

第三十九条第九項中「又は第三十一条第一項」

を「第二十七条の四第一項又は第三十一条第一

項」に改める。

第四十六条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第四十七条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第四十八条中「二十万円」を「五十万円」に改め

る。

第四十九条中「十万円」を「三十万円」に改め、

同条第一号中「第三十一条第二項」を「第二十七

条の四第二項及び第三十一条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

(経過措置)

2 改正後の国土利用計画法（以下「新法」とい

う。）第二十三条第三項、第二十七条の四、第三

十九条第九項及び第四十九条第一号の規定は、

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

以後にされる国土利用計画法第二十三条第一項

の規定による届出について適用するものとし、

施行日前にされた同項の規定による届出につい

ては、なお従前の例による。

3 新法第二十八条第一項の規定は、施行日以後

にされる国土利用計画法第十四条第一項の許可

又は同法第二十三条第一項の規定による届出に

係る土地について適用するものとし、施行日前

にされた同法第十四条第一項の許可又は同法第

二十三条第一項の規定による届出に係る土地に

ついては、なお従前の例による。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

4 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十

七年法律第六十六号）の一部を次のように改正

する。

第四条第三項中「第八条（同法第二十四条第

一項の規定による勧告又は同条第三項）を「第

八条（同法第二十四条第一項若しくは第二十七

条の四第一項の規定による勧告又は同法第二十

四条第三項（同法第二十七条の四第二項におい

て準用する場合を含む。以下この項において同

じ。）に、「第三十二条第三号（同法第二十四条

第一項の規定による勧告又は同条第三項）を

「第三十二条第三号（同法第二十四条第一項若

しくは第二十七条の四第一項の規定による勧告

又は同法第二十四条第三項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

5 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六

号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項第六号、第三十四条の

二第二項第三号及び第四号、第三十七条の七第

一項、第六十五条の四第一項第三号及び第四号

並びに第六十五条の十一第一項中「同法第二十

四条第一項」の下に「若しくは第二十七条の四

第一項」を加える。

理由

最近における土地取引の状況等にかんがみ、地

価の高騰に対処し、適正かつ合理的な土地利用の

確保等を図るため、監視区域に所在する土地につ

いて投機的取引と認められる土地取引に係る届出

があつた場合における勧告に関する特例を設ける

とともに、規制区域及び監視区域に所在する土地

について遊休土地である旨を通知する場合の面積

要件を引き下げることをする等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

土地基本法案（第百十二回国会、伊藤茂喜外三名提出）

土地基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 土地に関する基本的施策（第六条―第

十四章）

第三章 土地行政に関する組織の整備等（第十

五条）

附則

およそすべての人間の営みは土地の上で行わ

れ、人間は土地なしには生存することができない。

とりわけ国土の狭あいな我が国にあつては、土地

は、現在及び将来における国民のための限られた

貴重な資源であるとともに、国民の生活及び生産

を通ずる諸活動の共通の基盤であり、土地は、そ

の本来の性格から公共性を有するものである。

したがつて、土地に関する権利は財産権として

保護されるものの、土地の利用については、公共

の福祉を優先させなければならない。これは、す

べての国民が健康で文化的な生活を営む上で欠く

ことのできない原則である。

しかるに、近時、土地の投機的取引等に伴う地

価の高騰、無秩序な市街化による都市機能の低下、

社会資本の整備の遅れ等の弊害が顕著であり、

また、土地の所有に係る社会的不平等が拡大しつ

つある。

このような事態に対処して、特に計画に基づく

土地の有効かつ合理的な利用の原則を確立すると

ともに、土地の投機的取引を規制すること等によ

り適正な地価の形成を図り、及び良好な宅地の供

給を促進することは、国民生活の安定向上と国民

経済の健全な発展を図るうとする我々国民の解決

しなければならぬ課題である。

ここに、土地に関する政策の目標を示すため、

この法律を制定する。

第一章 総則

(土地に関する政策の目標)

第一条 国の土地に関する政策の目標は、土地が

国民のための限られた資源であるとともに、国

民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤

であることにかんがみ、計画に基づく土地の有

効かつ合理的な利用の原則を確立するとともに

に、土地の投機的取引を規制すること等により

適正な地価の形成を図り、良好な宅地の供給を

促進する等のための施策を講じ、もつて国民生

活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与す

ることにあるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、前条の目標を達

成するため必要な土地に関する基本的かつ総合

的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を

有する。

(国民の責務)

第三条 国民は、その有する土地に関する権利を

公共の福祉に従ひ行使する責務を有する。

2 国民は、土地を投機的取引の対象としてはな

らない。

(法制上の措置等)

第四条 国は、第二条の施策を実施するため、必

要な関係法令の制定又は改廃を行わなければな

らない。

2 政府は、第二条の施策を実施するため、必要

な財政上及び金融上の措置を講じなければなら

ない。

(年次報告等)

第五条 政府は、毎年、国会に、土地の利用の状況

及び政府が土地に関して講じた施策に関する報

告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地の利用

の状況を考慮して講じようとする施策を明らかに

した文書を作成し、これを国会に提出しなけ

ればならない。

第二章 土地に関する基本的施策

(土地利用の原則)

第六条 国及び地方公共団体は、土地の有効かつ

合理的な利用を図るため、土地の利用に関する

計画（以下「土地利用計画」という。）を定め、これに従つて土地が利用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（土地利用計画）

第七條 土地利用計画は、全国の区域について定める土地利用計画、都道府県の区域について定める土地利用計画及び市町村の区域について定める土地利用計画（以下「市町村計画」という。）とする。

2 市町村計画は、市町村の区域について定める市町村全体計画及び市町村の区域のうち特定の地区について定める地区詳細計画とする。

3 土地利用計画は、関係住民の意見が十分反映されたものでなければならず、かつ、自然環境の保全等に十分留意されたものでなければならぬ。

4 土地に関する権利を有する者は、市町村計画に従つて、土地を利用しなければならない。

（土地の投機的取引の規制）

第八條 国及び地方公共団体は、地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正な地価の形成を図るため、土地の投機的取引を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

（土地の適正かつ合理的な評価制度の確立）

第九條 国は、適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の適正かつ合理的な鑑定評価を行うための制度を確立することにより、土地の正常な価格を公示し、及び公的機関による土地の評価制度の一元化を図るため必要な施策を講ずるものとする。

（宅地の供給の促進）

第十條 国及び地方公共団体は、土地利用計画に基づき、居住環境の良好な宅地の供給を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

（公有地の拡大の推進等）

第十一條 地方公共団体は、良好な都市環境の計画的整備を促進するため、公有地の拡大を推進し、公有地の有効かつ適切な利用を図るよう努めなければならない。

2 国は、前項の規定による公有地の拡大の促進を図るため、地方公共団体による土地の取得が円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

（土地に関する税制の原則）

第十二條 国及び地方公共団体は、適正な地価の形成に資するとともに社会的公平を確保するため、土地の処分等により生じた利益に対し適正な課税を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地の有効かつ合理的な利用が促進されるよう土地の保有について適正な課税を行うものとする。

（土地に関する情報の整備等）

第十三條 国及び地方公共団体は、土地に関する状況を把握するための調査を実施し、土地行政の基本となる情報を整備するための制度を確立するものとする。

2 国及び地方公共団体は、国民に土地に関する必要な情報を提供し、及び国民の土地に関する意見を聴取するための制度を確立するものとする。

（土地に関する紛争処理）

第十四條 国及び地方公共団体は、国民の土地に関する紛争を迅速に処理するため必要な施策を講ずるものとする。

第三章 土地行政に関する組織の整備等

（土地行政に関する組織の整備等）

第十五條 国及び地方公共団体は、第二条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、土地行政の一元化を図る等行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

土地が国民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、計画に基づく土地の有効かつ合理的な利用の原則の確立、適正な地価の形成、良好な宅地の供給の促進等を図るた

め、土地に関する政策の目標を示す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土利用計画法の一部を改正する法律案第百一十四回会 大出俊彦外八名提出

国土利用計画法の一部を改正する法律

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條の五」を「第二十七條の六」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる区域を、期間を定めて、規制区域として指定するものとする。

第十三條第一項中「土地の投機的取引及び」を削る。

第十五條第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が政令で定める額以上である場合においては、総理府令で定める当該土地に関する権利の移転又は設定に要する資金に関する事項

第二十三條第二項第一号イ中「都市計画法」の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加え、同項第三号中「当事者の一方又は双方が国等である場合」を削る。

第二十七條の四中「該当するため同条第一項」を「該当し、又は次条第一項に規定する場合に該当するため第二十三條第一項」に改める。

第五章中第二十七條の五を第二十七條の六とし、第二十七條の四の次に次の一条を加える。

（国等が行う土地に関する権利の移転等の通知等）

第二十七條の五 国等が第二十三條第一項の規定により届出を要する土地売買等の契約の締結を

しようとする場合には、当該国等の機関は、同項の規定による届出に代えて、当該土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額その他の総理府令で定める事項を、総理府令で定めるところにより、都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知があった場合において必要があると認めるときは、当該国等の機関に対し、適正な地価の形成を図るため必要な措置等について協議を求めることができる。

第二十八條第一項第一号中「面積」の下に「満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で別に定める面積を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十七條の二第二項の規定は、前項第一号の都道府県の規則を定めようとする場合について準用する。

第三十九條第九項中「及び第二十七條の三第四項」を「第二十七條の三第四項及び第二十八條第二項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二十三條第二項第三号の改正規定、第二十七條の四の改正規定及び第二十七條の五を第二十七條の六とし、第二十七條の四の次に一條を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の国土利用計画法（以下「新法」という。）第二十八條第一項第一号の規定による都道府県の規則の制定（新法第四十四條の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長に適用があるものとされた新法第二十八條第一項第一号の規定による指定都市の規則の制定を含む。）については、都道府県知事及び指定都市の長は、この法律の

施行前においても土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くことができる。

理由

最近における地価の高騰に対処するため、規制区域の指定を強化し、国等が行う土地に関する権利の移転等についての通知等の制度を設け、遊休土地である旨の通知の面積要件を引き下げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年十月十九日印刷

平成元年十月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局